

タブレット端末等の利用基準について新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>つくば市議会タブレット端末等の利用基準</u></p> <p>1—2 (略)</p> <p>3 タブレット端末等の取扱い</p> <p>(1) —(3) (略)</p> <p>(4) タブレット端末等を紛失、破損、故障させた場合又は盗難に遭った場合は、速やかに<u>議会局</u>に連絡するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 遵守事項</p> <p>(1) —(3)</p> <p>(4) 個人情報等の漏えい、端末の紛失等の事故があったときは、速やかに実情を把握し、議長及び<u>議会局</u>に報告するとともに、必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) コンピュータウイルスに感染したおそれがある動作を確認したときは、直ちに議長及び<u>議会局</u>に連絡すること。なお、コンピュータウイルス感染により被害や損失が発生した場合は、必要な措置を講ずること。</p> <p>(6) PASSコードは厳重に管理する。PASSコードがわからなくなった場合は速やかに<u>議会局</u>に連絡すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>5—6 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>タブレット端末等の利用基準について</u></p> <p>1—2 (略)</p> <p>3 タブレット端末等の取扱い</p> <p>(1) —(3) (略)</p> <p>(4) タブレット端末等を紛失、破損、故障させた場合又は盗難に遭った場合は、速やかに<u>議会事務局</u>に連絡するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 遵守事項</p> <p>(1) —(3)</p> <p>(4) 個人情報等の漏えい、端末の紛失等の事故があったときは、速やかに実情を把握し、議長及び<u>議会事務局</u>に報告するとともに、必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) コンピュータウイルスに感染したおそれがある動作を確認したときは、直ちに議長及び<u>議会事務局</u>に連絡すること。なお、コンピュータウイルス感染により被害や損失が発生した場合は、必要な措置を講ずること。</p> <p>(6) PASSコードは厳重に管理する。PASSコードがわからなくなった場合は速やかに<u>事務局</u>に連絡すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>5—6 (略)</p> <p>附則 (略)</p>